



原子力災害対策計画の策定

福島県は、「災害対策基本法」に基づき策定した「福島県地域防災計画」の中に「原子力災害対策編」を定め、万一の原子力災害に対処することとしています。

県の原子力災害対策計画は、米国スリーマイル島原子力発電所の事故を契機に、国の原子力安全委員会が、原子力災害特有の事象に着目し原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施できるよう技術的、専門的事項について検討した結果をとりまとめた「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」）に基づき、本県の地域の実情を十分加味して策定されたものであり、その後の防災指針の改訂に合わせて修正されてきました。これにより、本県における原子力発電所周辺の各種防災対策が行われてきています。

こうした中、平成11年9月30日に茨城県のウラン加工施設において発生した臨界事故は、我が国で初めて周辺住民の避難等が行われた原子力災害となりました。この事故対応の反省を踏まえ、初期動作の迅速化、国及び地方公共団体の連携強化、国の体制強化や原子力事業者責務の明確化等を柱とする「原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）」が制定されました。これを踏まえて、防災指針及び国の防災基本計画についても、防災対策の内容をより実効性のあるものとなるよう、必要な修正が行われました。

本県においては、これら原子力災害対策特別措置法等の新しい枠組みとの整合を図るとともに、原子力防災対策の充実強化に向け、平成13年3月に「福島県地域防災計画原子力災害対策編」の修正を行ないました。

なお、関係町（広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）においても、県計画の修正にあわせ、町地域防災計画原子力災害対策編の修正が行われました。

その後、防災指針が原子力災害時の被ばく医療、安定ヨウ素剤の服用及び災害時のメンタルヘルス対策に関して修正されたことを受け、平成15年5月に必要な修正を行いました。

（注）原子力災害対策特別措置法においては、原子力事業者の責務として原子力発電所ごとに「原子力事業者防災業務計画」の作成が義務付けられており、原子力災害についての予防対策、応急対策、事後対策等が定められています。



[●原子力安全対策課のトップページへ●](#) [●福島県のトップページへ●](#) [●福島県のサイトマップへ●](#)